

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 伊佐市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9%
全職員	65.6%

2. 「任期に定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.0%
31～35年	93.2%
26～30年	97.7%
21～25年	96.5%
16～20年	97.5%
11～15年	73.0%
6～10年	87.6%
1～5年	94.1%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員について
 - ・ 扶養手当、住居手当その他手当について、男性の受給者数が多く、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなる要因となっている。
 - ・ 勤続年数6～15年の差異が大きいのは育休により、無給期間の職員がいるため。
 - ・ 本庁部局長・次長相当職及び本庁課長補佐相当職に該当する役職はないため記載なし。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について
 - ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は「再任用職員」と「会計年度任用職員」に分けられる。
 - ・ 会計年度任用職員は女性職員が多く、全職員数で割合を算出した場合に女性の平均給与額を引き下げる要因となっている。
 - ・ 常勤職員以外の職員についてはひと月当たりの人数を基に算出している。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局の全部局の値である。